

トランプ関税と米国鉄鋼業の復活

上席主任研究員 桑名 奈美

第2次トランプ政権による鉄鋼向け関税措置

第2次トランプ政権は関税措置で製造業の国内回帰を図る考えの下、相互関税や自動車に対する関税など次々に関税措置を導入している。鉄鋼に関しては、通商拡大法232条に基づき、従来より原則25%の関税が賦課されていたが、今回、一部の国に認めていた関税の例外措置を無効にした（注1）。鉄鋼に関する関税は、少なくとも80%の設備稼働率（2023年実績は75.3%）を達成することなどを通じ、米国内の「鉄鋼産業の活性化」を実現する手段という位置付け。実際、3月に現代自動車グループが米国への投資計画を発表し、米国での自動車生産の拡大と、傘下の現代製鉄によるルイジアナ州での電炉新設を予定している。

今回の関税措置が鉄鋼業の活性化につながるか

米国はかつて自国の鉄鉱石鉱山から原料供給が受けられるもとの、鉄道や自動車、軍事向けの旺盛な需要を背景に、鉄鋼産業が飛躍的に発展した歴史を持つ。しかし、1950年代以降は設備投資の遅れや安価な輸入鋼材の浸透により、米国の粗鋼生産量は低迷、国内で使用される鋼材の3割近くを輸入に頼る構造となっている。米国は日本と違い電炉による生産の比率が高い点が特色で、輸入鋼材の多くは高炉由来の高品質鋼材（鋼管・薄板類）と推定される。米国鉄鋼業が内需を自国生産で賄うかつての体制を目指すのであれば、高炉メーカーによる設備投資が期待されるが、第1次トランプ政権時に鉄鋼製品に追加関税が賦課されて以降も高炉への新規設備投資は進んでおらず（注2）、鋼材輸入率に大きな変化はない。現状、高品質鋼材に関しては米国の需要者が関税相当分を負担しているという（注3）。今回の関税措置で目指す「鉄鋼業の活性化」の着地点は明確でないが、設備稼働率80%を達成するだけであれば、棒鋼や形鋼など米国電炉メーカーで製造できる鋼材を国内生産で代替すれば可能となる見通し（注4）で、大がかりな設備投資は不要だ。ただこの場合、多少の輸入鋼材の国内材代替程度の変化しか期待できない。高品質鋼材を中心とした設備投資が進まない限り、国内鋼材価格の上昇とそれに伴う実需減少というマイナス面だけが目立つ形となり、「鉄鋼業の活性化」とは程遠い帰着になってしまう可能性もあろう。

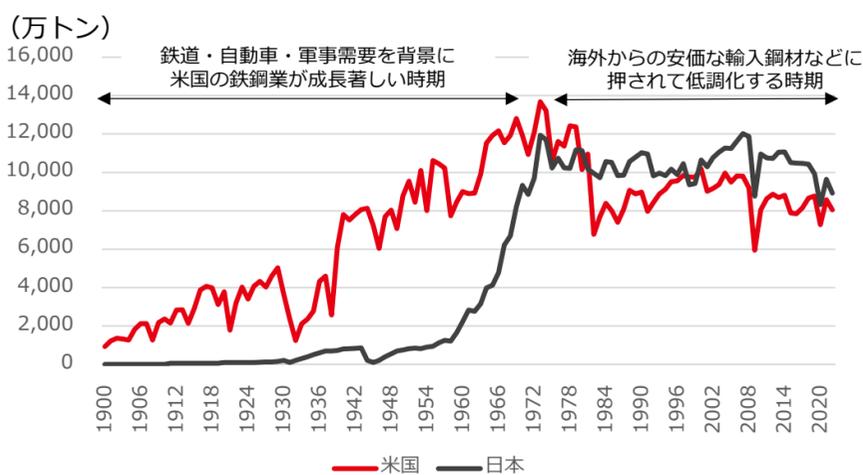
（注1）鉄鋼製品については、第1次トランプ政権（2018年～）以降、通商拡大法232条に基づいて25%の追加関税が賦課され続けているが、カナダ、メキシコ、日本、韓国等には例外措置（適用除外・数量割当など）が設けられていた。

（注2）米国の高炉は改良・改修が15年以上なされていないものが大半。なお、米国では高品質鋼材を製造する下工程を持つ電炉が多く存在する。第1次トランプ政権での通商拡大法232条の発動後に、米国では主に電炉関連で150億ドル単位の鉄鋼投資が行われており、電炉での高品質鋼材製造に期待する向きもある。

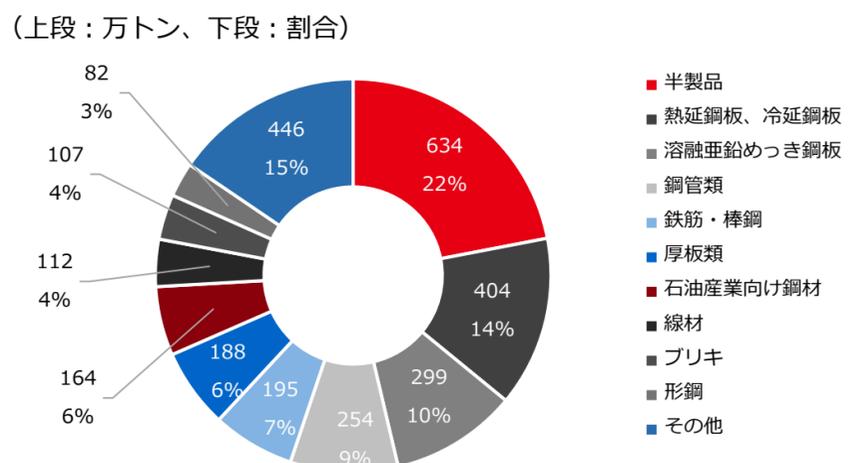
（注3）Tax Foundationによる調査報告など

（注4）2023年の実績値では、約400万tの輸入鋼材を国内生産に切り替えれば稼働率80%を達成できる計算。

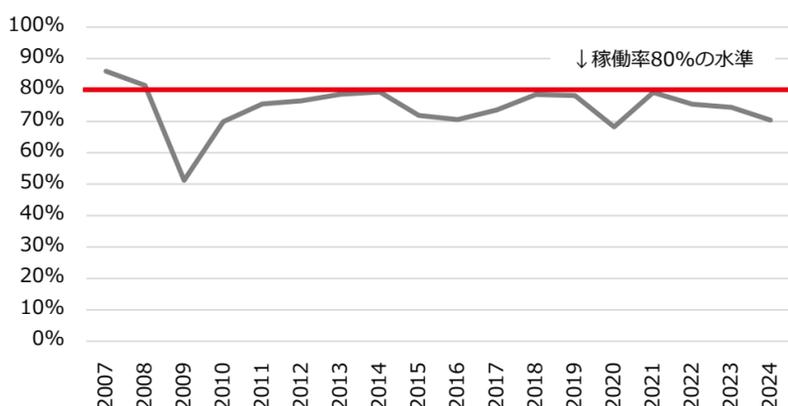
▽日米の粗鋼生産量の推移（長期）



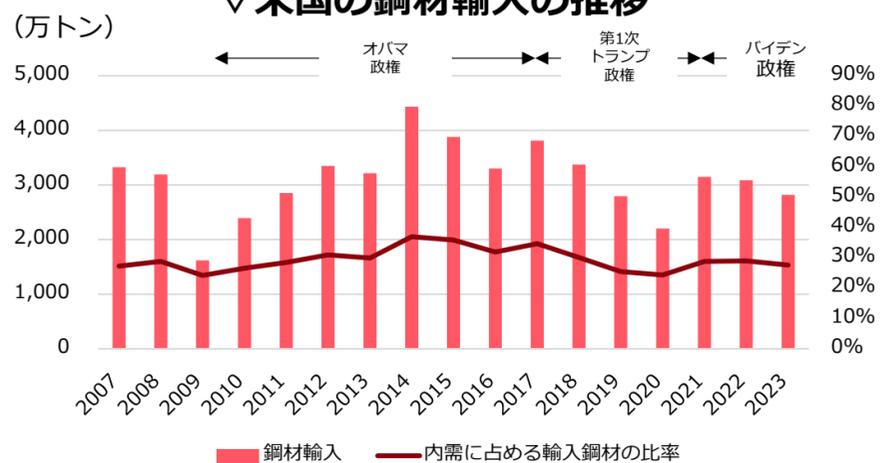
▽米国の鋼材輸入量（2024年）



▽米国の稼働率の推移



▽米国の鋼材輸入の推移



(執筆者プロフィール)

栞名 奈美 (Nami Kuwana)

KUWANA-N@marubeni.com

上席主任研究員

研究分野：LCA、環境・エネルギー政策、鉄鋼、化学

日系金融機関を経て2017年より鉄鋼系シンクタンクにて鉄鋼業の環境・エネルギー政策・技術動向調査などを実施。2023年から丸紅経済研究所。サステナビリティや素材産業の産業政策分析などを担当。LCA学会削減貢献量研究会委員、削減実績量研究会委員。東京大学法学部卒業。

株式会社丸紅経済研究所

〒100-8088 東京都千代田区大手町一丁目4番2号

<https://www.marubeni.com/jp/research/>

(免責事項)

- 本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、当社はその正確性、相当性、完全性を保証するものではありません。
- 本資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰属するもので、当社は何らの責任を負うものではありません。
- 本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。